

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 平成21年6月1日より運用している職員の子供預りサービス「子育てハッピー応援団」利用への呼び掛けを継続します。

＜対策＞

- 平成29年4月～ 特に新入協職員（パート職員含む）への制度周知と利用の呼びかけを実施。

目標2 育児休業取得を希望した職員が取得しやすい環境の整備を行います。

- ・男性職員・・・計画期間内に取得実績があること
- ・女性職員・・・取得率80%以上とすること

＜対策＞

- 平成29年4月～ 男性職員の育児休業参加を促進するための周知・啓発の実施。

目標3 ワーク・ライフ・バランスを推進します。

＜対策＞

- 「ノーエネルギーDAY」（ノー残業DAY）に取り組み家庭と仕事の両立及び業務効率の改善を進めます。

目標4 半休および家族サービス休暇制度の継続実施と取得の推進を行います。

＜対策＞

- 平成29年4月～ 引き続き全職員を対象の半休と家族サービス休暇制度を周知・啓発し、家族との余暇・親孝行を推進します。

目標5 年次有給休暇の取得率を50%以上にします。

＜対策＞

- 有休取得日数を把握できるようシステム的に日数管理を行います。また部署ごとには年次有給休暇の取得計画を策定するとともに安全衛生委員会等でも各部署取得状況を開示します。

以上